

第 26 号

和解及び損害賠償額の決定について

令和3年度後期高齢者医療給付費等国庫負担金の交付額の確定による返還に関し、熊本県の過失により和解の相手方に対し延滞金が発生したため、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和5年12月1日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
熊本県後期高齢者医療 広域連合	21,062,954円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

(提案理由)

和解の相手方に延滞金が発生したことについて、和解及び損害賠償額の決定をする必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。